

大阪市乳幼児等医療費助成条例案

(目的)

第1条 この条例は、乳幼児等に係る医療費の一部を助成することにより、乳幼児等の健全な育成に寄与し、もって児童福祉の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 乳幼児等 本市の区域内に住所を有する者で15歳に達した日以後における最初の3月31日を経過するまでの者
- (2) 保護者 乳幼児等を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父若しくは母（父及び母がともに当該父及び母の子である乳幼児等を監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該父又は母のうちいずれか当該乳幼児等の生計を維持する程度の高い者）又は父母に監護されず若しくはこれと生計を同じくしない乳幼児等を監護し、かつ、その生計を維持する者
- (3) 医療保険各法 健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）及び地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- (4) 自己負担費用 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）により世帯主若しくは組合員（世帯主又は組合員であった者を含む。以下「世帯主等」という。）が負担すべき額又は医療保険各法その他の法令により医療を受けた者が支払うべき額（国民健康保険法又は医療保険各法に規定する標準負担額として負担すべき額を含む。）

(対象者)

第3条 乳幼児等医療費（次条の規定により助成するものをいう。以下同じ。）の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、国民健康保険法の被保険者（被保険者であった者でなお継続して医療に係る給付を受けている者を含む。）又は医療保険各法の被保険者（健康保険法の日雇特例被保険者を含む。以下同じ。）、組合員若しくは加入者の被扶養者（被保険者、組合員又は加入者の被扶養者であった者でなお継続して医療に係る給付を受けている者を含む。）である乳幼児等の保護者とする。

2 前項の規定にかかわらず、乳幼児等が次の各号のいずれかに該当する場合においては、その保護者は、乳幼児等医療費の助成を受けることができない。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定により保護を受けている者
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号又は同条第2項の規定に基づく措置（同法第43条に規定する知的障害児通園施設への入所の措置を除く。）を受けている者

- (3) 前2号に掲げる者のほか、国が実施する医療費公費負担制度に基づき、自己負担費用の負担を免れることができる者
- (4) 大阪市重度障害者医療費助成規則（昭和48年大阪市規則第119号）の規定により医療費の助成を受けることができる者
- (5) 大阪市ひとり親家庭医療費助成規則（昭和55年大阪市規則第80号）の規定により医療費の助成を受けることができる者

（助成の範囲）

第4条 本市は、対象者に対し、次の各号のいずれかに該当する場合に乳幼児等医療費の助成を行い、その助成の額は、入院医療（食事療養を除く。）及び通院医療に係る自己負担費用（医療保険各法の被保険者、組合員若しくは加入者（被保険者、組合員又は加入者であった者を含む。以下「被保険者等」という。）に対し保険者、組合若しくは日本私立学校振興・共済事業団から家族療養付加金が支給される場合又は法令の規定により乳幼児等に対し国若しくは地方公共団体から自己負担費用について医療費助成金が支給される場合はその額を控除した額とする。以下同じ。）から対象者が負担する一部自己負担額を控除した額とする。

- (1) 国民健康保険法の規定により、乳幼児等が療養の給付を受けたとき又は世帯主等が乳幼児等に係る疾病若しくは負傷について保険外併用療養費の支給、療養費の支給若しくは特別療養費の支給を受けたとき
- (2) 医療保険各法の規定により、被保険者等が乳幼児等に係る疾病若しくは負傷について家族療養費の支給を受けたとき

2 前項に規定する一部自己負担額は、医療機関（薬局を除く。以下この条において同じ。）ごとに、医療を受けた日（乳幼児等が1の診察又は処置、手術その他の治療行為を2日以上にわたって受けた場合にあっては、当該治療行為を開始した日）1日につき500円とする。ただし、当該一部自己負担額は自己負担費用を超えることはできない。

3 乳幼児等が1の医療機関において1の月に3日以上医療を受けた場合の当該月における3日目以降の医療に係る第1項の規定の適用については、同項中「同じ。）から対象者が負担する一部自己負担額を控除した額」とあるのは「同じ。）」とする。

4 乳幼児等が歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せて行う医療機関において医療を受けた場合における前2項の規定の適用については、歯科診療及び歯科診療以外の診療についてそれぞれ別の医療機関において医療を受けたものとみなす。

5 医療機関に入院した乳幼児等が当該医療機関から退院した後退院の日が属する月の末日までの間に当該医療機関に通院して医療を受けた場合及び医療機関に通院して医療を受けた乳幼児等が当該医療を受けた日以後当該日が属する月の末日までの間に当該医療機関に入院した場合における第2項及び第3項の規定の適用については、入院していた期間中の医療及び当該期間以外の期間の医療についてそれぞれ別の医療機関において医療を受けたものとみなす。

6 乳幼児等が1の月に受けた医療に係る医療費について、第1項から前項までの規定により算定した当該乳幼児等の保護者が負担する一部自己負担額が2,500円を超える場合における第1項の規定の適用については、同項中「対象者が負担する一部自己負担額」とあるのは「2,500円」とする。

7 第1項の規定によるもののほか、次の各号のいずれかに該当する場合に乳幼児等医療費の助成を行い、その助成の額は、食事療養に係る自己負担費用とする。

(1) 国民健康保険法の規定により、乳幼児等が入院時食事療養費の支給を受けたとき又は世帯主等が乳幼児等に係る疾病若しくは負傷について入院時食事療養費の支給を受けたとき

(2) 医療保険各法の規定により、乳幼児等が入院時食事療養費の支給を受けたとき又は被保険者等が乳幼児等に係る疾病若しくは負傷について入院時食事療養費の支給を受けたとき

(助成の方法)

第5条 乳幼児等が乳幼児等医療費の助成に関し本市と契約を締結した医療機関（以下「契約医療機関」という。）において医療を受けたときは、当該医療に係る乳幼児等医療費の助成は、当該契約医療機関に支払うことによって行う。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、当該乳幼児等の保護者に支払うことができる。

2 乳幼児等が契約医療機関以外の医療機関で医療を受けたときは、当該医療に係る乳幼児等医療費の助成は、当該乳幼児等の保護者に支払うことによって行う。

3 前2項の規定にかかわらず、前条第6項の規定の適用を受ける場合における1の月に乳幼児等が受けた医療に係る乳幼児等医療費の助成のうち、同項の規定の適用がないものとして算定した当該医療に係る助成金の額を超える額に係る部分については、当該乳幼児等の保護者に支払うことによって行う。

4 第1項ただし書、第2項又は前項に規定する方法により乳幼児等医療費の助成を受けようとする者は、所定の医療費支給申請書により市長に申請しなければならない。

(助成の申請等)

第6条 乳幼児等医療費の助成を受けようとする者は、その資格について市長の認定を受けなければならない。

2 前項の認定を受けようとする者は、所定の乳幼児等医療証交付申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、添付書類を省略することができる。

(1) 医療保険証

(2) その他市長が指定する書類

3 市長は、前項の申請があったときは、その資格を審査し、資格を認定したときは、乳幼児等医療証を交付する。

(医療証の提示)

第7条 乳幼児等の保護者は、契約医療機関において当該乳幼児等に診療、薬剤の支給その他の医療を受けさせようとするときは、当該契約医療機関に乳幼児等医療証を提示しなければならない。

(届出義務)

第8条 乳幼児等医療証の交付を受けた保護者は、第6条第2項の規定による申請の内容に変更が生じたときは、所定の異動届により、速やかに市長に届け出なければならない。

2 乳幼児等医療証の交付を受けた保護者は、その資格を失ったときは、所定の資格喪失届に乳幼児等医療証を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

3 乳幼児等の保護者は、乳幼児等医療費の助成事由が第三者の行為によって生じたものであるときは、所定の第三者行為による傷病届により、速やかに市長に届け出なければならない。

(譲渡等の禁止)

第9条 乳幼児等医療費の助成を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することはできない。

(助成金の返還)

第10条 市長は、乳幼児等医療費の助成事由が第三者の行為によって生じたものである場合において、当該乳幼児等が同一の事由につき損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、助成金の全部若しくは一部を支給せず、又は支給した助成金の全部若しくは一部に相当する金額の返還を命ずることができる。

2 市長は、偽りその他不正な手段により乳幼児等医療費の助成を受けた者があるときは、その者から当該助成金の全部又は一部に相当する金額を返還させるものとする。

(施行の細目)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

説 明

中学校卒業までの入院医療及び通院医療に係る自己負担費用の助成制度を創設するため、条例を制定する必要があるので、この案を提出する。